

商品概要説明書

期日指定定期預金

(令和1年9月17日現在適用中)

商品名	期日指定定期預金													
販売対象	個人の方													
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上最長3年 ・据置期間（1年）経過後から最長預入期間（3年）までの任意の日を満期日として指定できます。 <p>なお、指定された満期日から1ヵ月を経過しても払出しがない場合、あるいは指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来した場合は、満期日の指定がなかったものとして取扱わせて頂きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期日を指定しない場合は、最長預入期限日（3年）が満期日となります。 <p>預入時のお申し出により自動継続のお取扱いができます。自動継続の場合は、最長預入期限日（3年）が満期日となります。</p>													
預入	預入方法	一括預入												
	預入金額	1,000円以上300万未満												
	預入単位	1円単位												
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。													
利息	適用金利	お預入れ時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。												
	利払方法	満期日以後に一括してお支払います。												
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算												
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とする事ができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。 													
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 <table border="0"> <tr> <td>① 6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6ヶ月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table>		① 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率	② 6ヶ月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率×90%
① 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率													
② 6ヶ月以上1年未満	2年以上利率×40%													
③ 1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率×50%													
④ 1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率×60%													
⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率×70%													
⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率×90%													
税金	お利息には、20.315%（国税15%、地方税5%、復興特別所得税0.315%）の税金がかかります。													
金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。													

<p>苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓口：古川信用組合（リスク統括課）】 0229-21-7666</p> <p>受付日 ：月曜日～金曜日（当組合の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.furushin.co.jp</p> ・ 紛争解決措置 <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記古川信用組合リスク統括課または下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日 ：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電 話 ：03-3567-2456</p> <p>住 所 ：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）